

附属機関等の概要

別記様式2

(令和5年4月1日現在)

担当部課名	総務部教育・法人局法人団体課	内線	22-680
-------	----------------	----	--------

附属機関等の名称	北海道地方独立行政法人評価委員会																										
「附属機関」、「常設の懇談会」の別	附属機関																										
設置年月日	平成18年4月1日																										
設置根拠	地方独立行政法人法第11条第1項、北海道地方独立行政法人評価委員会条例																										
設置目的	<p><目的></p> <p>地方独立行政法人法（平成15年7月16日法律第118号）第11条第1項の規定に基づき、地方独立行政法人に関する事務を処理させるため。</p> <p><所掌事項、議題等></p> <p>当該附属機関は、地方独立行政法人法（以下、「法」。）第11条第2項第6号の規定により、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。</p> <p>(1) 法第26条第1項の認可（法第78条第4項の規定の適用を受ける認可を除く。）に関する事。</p> <p>(2) 法第28条第1項の評価（同条第4項の評価を除く。）に関する事。</p> <p>(3) 法第34条第1項の承認に関する事。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、法第2条第1項に規定する地方独立行政法人の運営に関する重要事項</p>																										
委員構成	<p>1 委員(構成員)数</p> <table border="0"> <tr> <td>10名</td> <td>【定数:</td> <td>10名】</td> </tr> <tr> <td>(うち女性委員)</td> <td>4名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(うち公募委員)</td> <td>名</td> <td>【公募枠:</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>名】</td> </tr> </table> <p>現在委員を委嘱していない場合はその理由()</p> <p>2 部会等の設置状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>委員数(うち女性委員)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公立大学部会</td> <td>5(1)</td> </tr> <tr> <td>試験研究部会</td> <td>5(3)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			10名	【定数:	10名】	(うち女性委員)	4名		(うち公募委員)	名	【公募枠:			名】	名称	委員数(うち女性委員)	公立大学部会	5(1)	試験研究部会	5(3)						
10名	【定数:	10名】																									
(うち女性委員)	4名																										
(うち公募委員)	名	【公募枠:																									
		名】																									
名称	委員数(うち女性委員)																										
公立大学部会	5(1)																										
試験研究部会	5(3)																										
会議の公開状況	<p>公開・一部非公開・非公開・未決定の別</p> <p>公開できない理由(一部非公開・非公開の場合)</p> <p>[]</p>																										